

Kochi city

コンパクト のまちづくり ネットワーク

2017 高知市立地適正化計画 「2021 改訂版」

本市では人口減少・少子高齢化のもと、各世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、持続可能な都市経営を可能とすることが、まちづくりの大きな課題となっています。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき生活利便施設や住居などがまとまって立地することで、アクセスを容易にできるなど、交通体系も含め都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指すための計画です。



コンパクトシティとは？

「コンパクト」とは小さくまとまった、という意味。
この言葉から分かるように、コンパクトシティとは生活利便施設や住居などが立地する地域が広がるのを抑え、できるだけ生活圏を小さくした街を意味します。

メリットは？

1. 利便性の向上

職場や買い物、公共施設へのアクセスがすべて短縮できるため、移動の負担が軽減します。施設同士のアクセスが簡単になれば、外出が増え、消費が増加することで結果として地域の経済の活性化にもつながります。

特に、移動が負担になっていた高齢者にとって、病院や福祉施設への移動が楽になるため、自然と外出してまちを歩くようになるなど、健康な生活を送れるとともに社会的にも隔離されない状況となります。

2. 行政サービスの充実

人口が集中するため、自治体の収入が増え、福祉・教育サービスの充実や、老朽化した公共施設の修復など、豊かな住民生活が期待できます。

対象区域分布図

都市計画区域



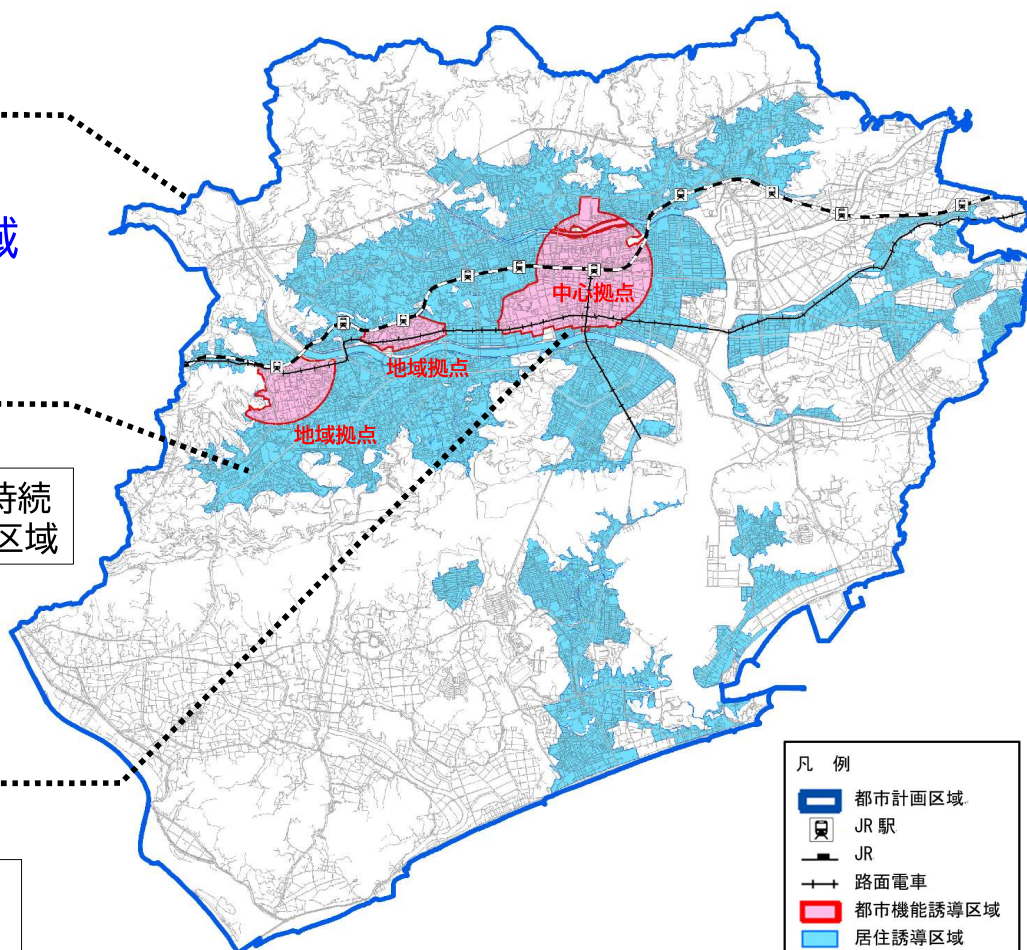
立地適正化計画対象区域

居住誘導区域

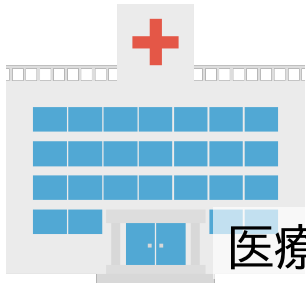
生活サービスやコミュニティが持続されるよう、居住を誘導すべき区域

都市機能誘導区域

医療、福祉、商業などの都市機能を都市の中心拠点や地域拠点に誘導し、各種サービスの効率的な提供を図る区域



都市機能誘導施設



医療施設



子育て
支援施設



商業施設



高齢者
福祉施設



教育・文化
施設



行政施設など

届出概念図

※ 各区域で次のような行為をする場合は届出が必要です。

都市計画区域内、居住誘導区域外における届出

都市計画区域

届出対象：3戸以上の住宅の建築等
1戸又は2戸の住宅で1,000㎡以上の規模のもの（法第88条）
都市機能誘導施設の建築・開発（法第108条）



都市機能誘導区域外における届出

居住誘導区域

届出対象：都市機能誘導施設の建築・開発（法108条）



都市機能誘導区域

届出対象：都市機能誘導施設の休止・廃止
（法108条の2）



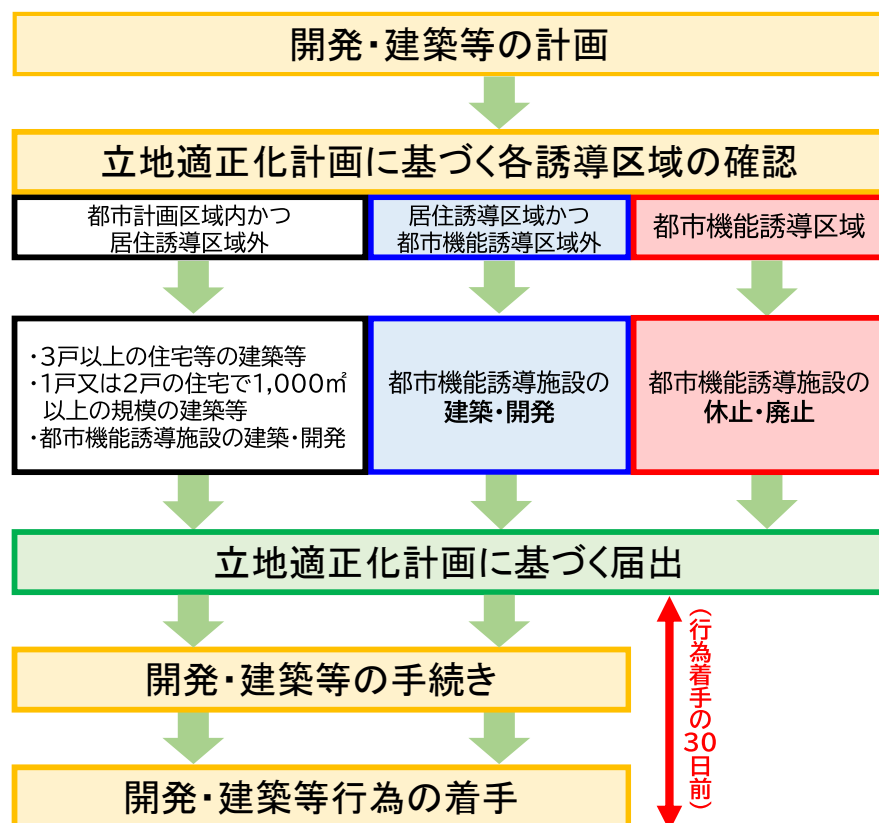
届出書類

		都市機能誘導施設に関する届出書類	住宅に関する届出書類
開発行為	届出書	様式 18	様式 10
	添付書類	・位置図（縮尺1/1,000以上） 土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示した図面 ・設計図（縮尺1/100以上） 土地利用計画図 等 ・その他参考となるべき事項を記載した図書	
建築等行為	届出書	様式 19	様式 11
	添付書類	・位置図（縮尺1/1,000 以上） 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 ・2面以上の立面図（縮尺1/50以上） ・各階平面図（縮尺1/50以上） ・その他参考となるべき事項を記載した図書	
変更	届出書	様式 20	様式 12
	添付書類	・上記それぞれの行為で要する書類一式	
休廃止	届出書	様式 21	—



届出の手続き

・ 手続きフロー



□ 留意事項

開発行為や建築行為の計画等にあわせ、事前に立地適正化計画に基づく区域の確認を行い、必要に応じ、行為の着手の30日前までに高知市都市計画課へ届出を行ってください。

※それぞれ行う行為によって定められた様式にて届出が必要になります。様式は高知市都市計画課のホームページに掲載しています。

詳しくは、高知市都市計画課までお問い合わせください。



受付窓口・お問い合わせ
高知市都市建設部都市計画課
TEL: 088-823-9465
FAX: 088-823-9454
MAIL: kc-170200@city.kochi.lg.jp

※届出の提出後、計画に変更があった場合は変更の届出が必要です。